



2025 年 9 月 11 日

各位

会社名 : 株式会社トプコン
代表者名 : 代表取締役社長 CEO 江藤 隆志
(コード番号 : 7732 東証プライム)
問合せ先 : 取締役兼専務執行役員
財務本部長 秋山 治彦
(電話番号 03-(3558)-2532)

TK 株式会社による当社株式等に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

TK 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025 年 7 月 29 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、2021 年 6 月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（行使期間は 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで。以下「本新株予約権」といいます。）の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）、本新株予約権の全て及び Citibank, N. A.（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている当社株式に係る米国預託証券が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下当社株式、本新株予約権及び当該米国預託株式を総称して、「当社株式等」といいます。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が 2025 年 9 月 10 日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について、報告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 9 月 18 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社トプコン（証券コード : 7732）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式等の数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 9 月 18 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）に記載のとおり、本公開買付けの結果について、当社株式及び本新株予約権と合算して、84,748,472 株（新株予約権については株式に換算した数）（所有割合（注）：80.32%）の応募があり、公開買付けに応募された当社株式等の総数（84,748,472 株）が買付予定数の下限（52,861,519 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、公開買付者がその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 9 月 18 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社である TK ホールディングス株式会社も公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社の主要株主の ValueAct Capital Management, L.P.（以下「VAC」といいます。）は、その所有する当社株式について、本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなったことから、2025 年 9 月 18 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の主要株主に該当しないこととなります。

（注）「潜在株式勘案後株式総数」（当社が 2025 年 6 月 26 日に提出した第 132 期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日時点の当社の発行済株式総数（108,382,642 株）から、当社有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日時点で当社が所有する自己株式数（2,970,630 株）を控除した株式数（105,412,012 株）に、本日時点で残存するものと報告を受けた本新株予約権（1,000 個）の目的となる株式数（100,000 株）を加算した数（105,512,012 株）に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

(3) 異動する株主等の概要

①新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名	称	TK 株式会社		
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル 11 階	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 パーク・マレック			
(4)	事	業	内	容	商業、商業に付随関連する一切の事業

(5)	資 本 金	300,005,000 円
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 3 月 25 日
(7)	大株主及び持株比率	TK ホールディングス株式会社 100%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

②新たに親会社に該当することとなる者の概要

TK ホールディングス株式会社

(1)	名 称	TK ホールディングス株式会社
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル 11 階
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 スコット・カーナス
(4)	事 業 内 容	商業、商業に付随関連する一切の事業
(5)	資 本 金	5,000 円
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 3 月 26 日
(7)	大株主及び持株比率	TK Investment L.P. 100%
(8)	当社と公開買付者の関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

③主要株主に該当しないこととなる者の概要

VAC

(1)	名 称	バリューアクト・キャピタル・マネジメント・エルピー (ValueAct Capital Management, L.P.)
(2)	所 在 地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州ニューキャッスル郡、ウィルミントン、オレンジストリート 1209、コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付
(3)	代表者の役職・氏名	最高財務責任者 クリストファー・アレン

(4) 事業内容	投資運用
----------	------

(4) 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

①公開買付者

	属性	議決権の数（議決権所有割合（注）、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主であ る筆頭株主	847,484 個 (80.32%、 84,748,472 株)	—	847,484 個 (80.32%、 84,748,472 株)	第1位

(注) 当社有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日時点の当社の発行済株式総数（108,382,642 株）に、同日時点で残存する本新株予約権（1,000 個）の目的となる株式数（100,000 株）を加算した数から、当社有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日時点で当社が所有する自己株式数（2,970,630 株）を控除した株式数（105,512,012 株）に係る議決権の数（1,055,120 個）に対する割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。以下同じです。

②TK ホールディングス株式会社

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社（当社 株式の間接保 有）	—	847,484 個 (80.32%、 84,748,472 株)	847,484 個 (80.32%、 84,748,472 株)	—

③VAC

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主	—	154,258 個 (14.62%、 15,425,800 株)	154,258 個 (14.62%、 15,425,800 株)	—
異動後	—	—	0 個	0 個	—

(注) 上記については、VAC 及びその共同保有者 2 名の連名により提出された大量保有報告書(変更報告書)に基づき記載しており、当社として当該株主名義の実質所有株式数の確認ができたものではありませんので、大株主順位は記載しておりません。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及び TK ホールディングス株式会社は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となる予定です。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式等の全てを取得できなかったことから、当社が 2025 年 7 月 28 日に公表した「MBO の実施の一環としての TK 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始並びに株式会社 KKR ジャパン及び JIC キャピタル株式会社の資本参画に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の手續により、当社の株主を公開買付者のみとすることを予定しているとのことです。当該手續の実施により、当社株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

今後の具体的な手續及び臨時株主総会の開催予定時期等については、当社が 2025 年 8 月 28 日付で公表した「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

(添付資料)

2025 年 9 月 11 日付「株式会社トプコン(証券コード: 7732)に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025年9月11日

各 位

会 社 名 TK株式会社

代表者名 代表取締役 バーク・マレック

株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

TK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年7月29日より、株式会社トプコン（証券コード：7732、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施していましたが、下記のとおり、本公開買付けが2025年9月10日をもって終了し、公開買付者が2025年7月29日から同年9月10日までを買付け等の期間として行っていた対象者株式、新株予約権及び米国預託証券に対する公開買付けにより取得した対象者株式及び新株予約権と合算して、84,748,472株（新株予約権については株式に換算した数）（所有割合（※）：80.32%）の対象者株式及び新株予約権を取得することとなりましたので、お知らせいたします。

（※）「潜在株式勘案後株式総数」（（i）対象者が2025年6月26日に提出した第132期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（108,382,642株）から、（ii）対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在対象者が所有する自己株式数（2,970,630株）を控除した株式数（105,412,012株）に、（iii）対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権（1,000個）の目的となる株式数（100,000株）を加算した数（105,512,012株））に占める割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいいます。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名 称 TK株式会社

所在地 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

（2）対象者の名称

株式会社トプコン

（3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

2021年6月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年4月1日から2029年3月31日まで）

③ 株券等預託証券

Citibank, N.A.（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）

（注）本預託銀行が2022年6月22日付けで米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）（以下「本米国預託証券届出書」といいます。）によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していたことから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得をするにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては、対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受け付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受け付けは行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うことにいたしました。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式1株に相当するものとされております。

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	105,512,012（株）	52,861,519（株）	—（株）
合計	105,512,012（株）	52,861,519（株）	—（株）

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数（本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。）が買付予定数の下限（52,861,519株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（52,861,519株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）本公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

（注5）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う潜在株式勘案後株

式総数105,512,012株を記載しております。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025年7月29日（火曜日）から2025年9月10日（水曜日）まで（31営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式1株につき、金3,300円

② 新株予約権1個につき、金193,400円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（52,861,519株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（84,748,472株）が買付予定数の下限（52,861,519株）以上となりましたので、公開買付開始公告（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項及び公開買付条件等の変更の公告を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年9月11日に、東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	84,648,472（株）	84,648,472（株）
新株予約権証券	100,000	100,000
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券(本米国預託証券)	—	—
合計	84,748,472	84,748,472
（潜在株券等の数の合計）	100,000	（100,000）

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 —％）
買付け等前における特別関係者の	823個	（買付け等前における株券等所有割合

所有株券等に係る議決権の数		0.08%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	847,484個	(買付け等後における株券等所有割合 80.32%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	823個	(買付け等後における株券等所有割合 0.08%)
対象者の総株主の議決権の数	1,053,712個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、潜在株式勘案後株式総数（105,512,012株）に係る議決権数（1,055,120個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
三菱UFJ e スマート証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

② 決済の開始日

2025年9月18日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場

所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更ありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

TK株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号明治安田生命ビル11階

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上